

○三田市手数料条例

昭和51年3月30日

条例第11号

改正 昭和53年4月1日条例第15号

昭和57年4月1日条例第3号

昭和59年4月1日条例第11号

平成元年12月22日条例第34号

平成4年12月24日条例第34号

平成9年6月30日条例第19号

平成10年12月24日条例第33号

平成12年3月31日条例第2号

平成12年9月22日条例第29号

平成13年3月30日条例第13号

平成13年12月27日条例第37号

平成15年3月31日条例第7号

平成15年9月30日条例第19号

平成16年12月28日条例第31号

平成17年6月29日条例第20号

平成18年3月31日条例第13号

平成18年9月15日条例第42号

平成19年3月27日条例第24号

平成19年6月15日条例第36号

平成19年12月19日条例第47号

平成20年12月19日条例第45号

平成21年6月26日条例第27号

平成21年9月18日条例第35号

平成22年3月29日条例第2号

平成22年12月17日条例第43号

平成24年3月12日条例第1号

平成24年3月26日条例第19号

平成24年6月26日条例第32号

平成25年3月25日条例第17号  
平成26年3月25日条例第8号  
平成27年3月26日条例第22号  
平成27年9月17日条例第36号  
平成28年3月24日条例第20号  
平成28年12月20日条例第49号  
平成29年3月24日条例第12号  
平成29年6月26日条例第25号  
平成30年3月23日条例第6号

三田市手数料徴収条例（昭和39年三田市条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づいて徴収する手数料は、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（昭57条例3・平12条例2・一部改正）

（手数料の額及び徴収の方法）

第2条 手数料は、別表のとおりとし、当該事務請求の際、徴収する。

2 前項の手数料が次の各号のいずれかに該当するときは、1事項、1通又は1人ごとに徴収する。

- (1) 1通の文書により2以上の事項について証明の請求があつたとき。
- (2) 同一事項について同時に2通以上の証明の請求があつたとき。
- (3) 2人以上の者を列挙して同一事項の証明の請求があつたとき。

3 奥書、認証、照会等請求方法の何かを問わず、文書をもつて事実を認証するものは、証明とみなして手数料を徴収する。

（平10条例33・一部改正）

（手数料の減免）

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。

- (1) 国又は地方公共団体の請求によるとき（別表第30号の2から第72号の2までの規定を除く。）。
- (2) 公費の救助を受けている者の請求によるとき。
- (3) 一般に周知させる必要のある文書の閲覧
- (4) 法令により手数料を徴収しない旨の規定があるとき。

2 前項によるもののほか、市長が特に必要と認めるものは、前条の手数料を減免することができる。

(平10条例33・平12条例2・平19条例24・平21条例27・平24条例32・一部改正)

(手数料の不還付)

第4条 既に納入した手数料は、請求事項の変更又は取消しの場合においても還付しない。  
ただし、市長において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(平12条例2・一部改正)

(雑則)

第5条 第2条の諸証明、写しの交付及び公簿の閲覧は、その請求に応じ得るもの又は公衆の閲覧に供して支障のないものに限る。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平12条例2・追加)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(平22条例2・旧付則・一部改正)

(住民基本台帳カードの交付手数料の特例)

2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に申請があつた住民基本台帳カードの交付に係る手数料については、第2条第1項及び別表第15号の規定にかかわらず、徴収しない。

(平22条例2・追加)

付 則(昭和53年条例第15号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

付 則(昭和57年条例第3号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(昭和59年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年条例第34号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成4年条例第34号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

付 則（平成9年条例第19号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年9月1日から施行する。

付 則（平成10年条例第33号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成13年条例第37号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年条例第7号）

この条例は、平成15年8月25日から施行する。

付 則（平成15年条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、別表第28号の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申

請に係る手数料について適用し、施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成16年条例第31号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成17年条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成18年条例第13号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年条例第42号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成19年条例第24号）

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日から施行する。

付 則（平成19年条例第36号）

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日から施行する。

付 則（平成19年条例第47号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第11号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成20年条例第45号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第15号の改正規定は、平成

21年7月1日から施行する。

付 則（平成21年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年条例第35号）

この条例は、平成21年11月1日から施行する。

付 則（平成22年条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年条例第1号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年条例第19号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

付 則（平成24年条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成25年条例第17号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成27年条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条及び第3条の規定は平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例第1条及び第2条の規定による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成27年条例第36号）

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

付 則（平成28年条例第20号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年条例第49号）

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

付 則（平成29年条例第12号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成29年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年条例第6号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（平12条例2・全改、平12条例29・平13条例13・平13条例37・平15条例7・平15条例19・平16条例31・平17条例20・平18条例13・平18条例42・平19条例24・平19条例36・平19条例47・平20条例45・平21条例27・平21条例35・平22条例43・平24条例1・平24条例19・平24条例32・平25条例17・平26条例8・平27条例22・平27条例36・平28条例20・平28条例49・平29条例12・平29条例25・平30条例6・一部改正）

- (1) 住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項の証明手数料 1通につき300円（多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末

- 機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)を利用した交付にあつては、1通につき 200円)
- (2) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料 1件につき 300円
  - (3) 印鑑登録証明書手数料 1枚につき 300円(多機能端末機を利用した交付にあつては、1枚につき 200円)
  - (3)の2 さんだシティカードの交付手数料 1枚につき 200円
  - (4) 戸籍の謄抄本又は戸籍の記録事項証明書手数料 1通につき 450円
  - (5) 除籍の謄抄本又は除籍の記録事項証明書手数料 1通につき 750円
  - (6) 戸籍に記載した事項に関する証明手数料 証明事項1件につき 350円
  - (7) 除籍に記載した事項に関する証明手数料 証明事項1件につき 450円
  - (8) 戸籍の届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書手数料 1通につき 350円
  - (9) 上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書手数料 1通につき 1,400円
  - (10) 戸籍の届書その他の書類の閲覧手数料 書類1件につき 350円
  - (11) 破産又は後見等に関する証明手数料 1件につき 300円
  - (12) 削除
  - (13) 埋(火)葬許可証の写しの証明手数料 1枚につき 300円
  - (14) 死産届受理証明手数料 1枚につき 300円
  - (15) 個人番号カードの再交付手数料(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。) 1枚につき 800円
  - (15)の2 個人番号通知カードの再交付手数料(個人番号通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。) 1枚につき 500円
  - (16) 不在又は不在籍に関する証明手数料 1枚につき 300円
  - (17) 住宅用家屋証明申請手数料 1件につき 1,300円
  - (18) 租税その他公課に関する証明手数料 1税目1年度につき 300円(多機能端末機を利用した交付にあつては、1税目1年度につき 200円)
  - (19) 土地又は家屋に関する証明手数料 1筆又は1棟につき 300円
  - (20) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項に規定する書



類の写しの交付手数料 1件につき 300円

- (21) 上記を除く証明手数料 1枚につき 300円
- (22) 臨時運行許可申請手数料 1両につき 750円
- (23) 犬の登録手数料 1頭につき 3,000円
- (24) 狂犬病予防注射済票交付手数料 1頭につき 550円
- (25) 犬の鑑札の再交付手数料 1頭につき 1,600円
- (26) 狂犬病予防注射済票再交付手数料 1頭につき 340円
- (27) 鳥獣飼養許可証の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料 3,400円
- (27)の2 境界確定に関する申請手数料 1件につき
  - ア 1筆 3,000円
  - イ ア以外 3,000円に1筆を増すごとに500円を加算した額

(27)の3 介護サービス事業者等の指定の審査に関する手数料 1件につき

	区分	名称	手数料の額
ア	介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者を除く。）の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域内にあるものに限る。イの項からエの項まで、キの項及びクの項において同じ。）に対する審査	指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	20,000円
イ	介護保険法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者に限る。）の指定の申請に対する審査	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定申請手数料	30,000円
ウ	介護保険法第78条の12の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サ	指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料	10,000円

	一ビス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者を除く。）の指定の更新の申請に対する審査		
エ	介護保険法第78条の12の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者に限る。）の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定更新申請手数料	15,000円
オ	介護保険法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	20,000円
カ	介護保険法第79条の2第4項において準用する同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	10,000円
キ	介護保険法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	14,000円
ク	介護保険法第115条の21の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	7,000円
ケ	介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者（同法第115条の	指定事業者指定申請手数料	14,000円

	45第1項第1号イ又はロに規定する事業を行う事業者に限る。コの項において同じ。)の指定の申請に対する審査		
コ	介護保険法第115条の45の6第4項において準用する同法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定事業者指定更新申請手数料	7,000円

(28) 屋外広告物許可手数料

広告物の区分		単位	金額	備考
はり紙・はり札		100枚につき	300円	100枚未満であるとき又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。
看板並び	5平方メートル未満のもの	1枚又は1基につき	1,000円	ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。
に広 告板 及び	5平方メートル以上 10平方メートル未満 のもの	1枚又は1基につき	2,000円	
広告 塔に よる もの	10平方メートル以上 のもの	1枚又は1基につき	3,000円。ただし、15平方メートルを超えるものは、3,000円に15平方メートルを超える5平方メートル又はその端数ごとに1,000円を加算した額とする。	
アーチによるもの		1基につき	4,000円	
宣伝車		1台につき	2,000円	
アドバルーン		1個につき	800円	
電柱・街灯利用広告物		1個につき	300円	
標識利用広告物		1個につき	300円	

車体 利用 広告 物	3m <sup>2</sup> 以下のもの	1個につき	300円。ただし、合計が 2,000円を超える場合は 2,000円とする。	
	3m <sup>2</sup> を超えるもの	個数にかかわ らず	2,000円	
広告幕		1個につき	300円	
立看板		1個につき	300円	
のぼり・旗		1個につき	300円	
その他の広告物		1枚、1基又は1 個につき	300円	

(28)の2 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定に基づく  
宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可申請手数料

切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額
500平方メートル以内のもの	12,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	21,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	47,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	67,000円
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	110,000円
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	170,000円
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	250,000円
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	340,000円
100,000平方メートルを超えるもの	420,000円

(28)の3 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の変更  
許可申請手数料

ア 切土又は盛土に係る変更を伴うもの 変更許可申請1件につき

計画の変更に係る切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額
500平方メートル以内のもの	12,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	21,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,000円

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	47,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	67,000円
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	110,000円
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	170,000円
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	250,000円
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	340,000円
100,000平方メートルを超えるもの	420,000円

イ その他のもの 変更許可申請 1 件につき 10,000円

(28)の4 宅地造成等規制法第8条第1項の規定に適合していることを証する宅地造成  
工事許可証明の交付手数料 1枚につき400円

(28)の5 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づく開発行為許可申請  
手数料

ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に  
関する申請 1 件につき

開発区域の面積	手数料の額
0.1ヘクタール未満のもの	8,600円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	22,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	43,000円
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	86,000円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	130,000円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	170,000円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	220,000円
10ヘクタール以上のもの	300,000円

イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務  
の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する申請 1 件  
につき

開発区域の面積	手数料の額
0.1ヘクタール未満のもの	13,000円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	30,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	65,000円

0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	120,000円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	200,000円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	270,000円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	340,000円
10ヘクタール以上のもの	480,000円

ウ ア又はイに掲げる開発行為以外の開発行為に関する申請1件につき

開発区域の面積	手数料の額
0.1ヘクタール未満のもの	86,000円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	130,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	190,000円
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	260,000円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	390,000円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	510,000円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	660,000円
10ヘクタール以上のもの	870,000円

(28)の6 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可申請手数料 次に

掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が870,000円を超えるときは、その手数料の金額は、870,000円とする。

ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額

イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する金額

ウ ア又はイに掲げる変更以外の変更については、10,000円

(28)の7 都市計画法第37条第1号の規定に基づく完了公告前の建築等の承認申請手数料

ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に係る開発区域内における建築等の承認に関する申請1件につき

公告に係る開発区域の面積	手数料の額
0.1ヘクタール未満のもの	1,000円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	2,500円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	4,900円
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	9,700円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	14,500円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	19,400円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	24,200円
10ヘクタール以上のもの	33,900円

イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に係る開発区域内における建築等の承認に関する申請1件につき

公告に係る開発区域の面積	手数料の額
0.1ヘクタール未満のもの	1,500円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	3,400円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	7,300円
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	13,600円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	22,300円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	30,000円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	37,700円
10ヘクタール以上のもの	53,200円

ウ ア又はイに掲げる開発行為以外の目的で行う開発行為に係る開発区域内における建築等の承認に関する申請1件につき

公告に係る開発区域の面積	手数料の額
0.1ヘクタール未満のもの	9,700円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	14,500円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	21,800円
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	29,000円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	43,500円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	57,100円

6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	73,500円
10ヘクタール以上のもの	97,600円

(28)の8 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料 46,000円

(28)の9 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 26,000円

(28)の10 都市計画法第43条第1項の規定に基づく開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料

敷地の面積	手数料の額
0.1ヘクタール未満のもの	6,900円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	18,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	39,000円
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	69,000円
1ヘクタール以上のもの	97,000円

(28)の11 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの 1,700円

イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 2,700円

ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、ア及びイ以外のもの 17,000円

(28)の12 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料 1枚につき470円

(28)の13 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発許可等不要証明手数料 4,600円



(28)の14 都市計画法第43条の規定に基づく建築許可に関する台帳記載事項の証明手数料 400円

(29) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第31条の2第2項第13号ハ若しくは第62条の3第4項第13号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請手数料

宅地造成の面積	手数料の額
0.1ヘクタール未満のもの	86,000円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	130,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	190,000円
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	260,000円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	390,000円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	510,000円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	660,000円
10ヘクタール以上のもの	870,000円

(30) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ若しくは第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ又は第31条の2第2項第14号ニ若しくは第62条の3第4項第14号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請手数料

新築住宅の床面積の合計	手数料の額
100平方メートル以下	6,200円
100平方メートルを超え500平方メートル以下	8,600円
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下	13,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	35,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	43,000円
50,000平方メートルを超えるもの	58,000円

(30)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この号から第30号の10までにおいて「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この号から第30号の7まで、第30号の9及び第

30号の10において「計画」という。)の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の5までにおいて「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」という。)

区分	手数料の額	
住宅が存する建築物(以下この号から第30号の6まで、第30号の9及び第30号の10において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	認定の申請が新築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の6、第30号の9及び第30号の10において「新築」という。)	55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	認定の申請が増築をし、又は改築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の6、第30号の9及び第30号の10において「増改築」という。)	72,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	126,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	168,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	203,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	269,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	411,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	542,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が	新築	720,000円を計画に係る住宅の数

3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		で除して得た額
	増改築	955,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	1,224,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	1,628,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	2,260,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	3,008,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	3,216,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	4,284,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	3,961,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	5,270,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

#### 備考

ア 手数料の額の欄に定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、手数料の額の欄に定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

イ 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、表中「住宅が存する建築物（以下この号から第30号の6まで、第30号の9及び第30号の10において「対象建築物」という。）の床面積」及び「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長

期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の（ア）及び（イ）に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の（ア）及び（イ）に掲げる額を加算した額）を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

（ア） 計画に建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

（イ） 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の3 計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下第30号の5及び第30号の9において「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この号から第30号の5まで及び第30号の8から第30号の10までにおいて「評価機関」という。）により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額	
対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	16,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	21,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	28,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	37,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	47,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	61,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	90,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	114,000円を計画に係る住宅の数

		で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 3,000平方メートルを超え5,000 平方メートル以内のもの	新築	133,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
	増改築	171,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	新築	193,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
	増改築	251,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以内のもの	新築	326,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
	増改築	425,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 20,000平方メートルを超え 30,000平方メートル以内のもの	新築	405,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
	増改築	530,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 30,000平方メートルを超えるも の	新築	485,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
	増改築	627,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額

#### 備考

ア 手数料の額の欄に定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、手数料の額の欄に定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

イ 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の評価機関により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、表中「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の（ア）及び（イ）に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の（ア）及び（イ）に掲げる額を加算した額）を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

（ア） 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

（イ） 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の4 計画の認定の申請に対する審査で、評価機関により法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額	
対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	9,100円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	11,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	17,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	21,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	30,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	38,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	67,000円を計画に係る住宅の数で

		除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 3,000平方メートルを超え5,000 平方メートル以内のもの	新築	86,000円を計画に係る住宅の数で 除して得た額
	増改築	109,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	新築	135,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
	増改築	173,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以内のもの	新築	221,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
	増改築	285,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 20,000平方メートルを超え 30,000平方メートル以内のもの	新築	265,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
	増改築	343,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 30,000平方メートルを超えるも の	新築	310,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額
	増改築	393,000円を計画に係る住宅の数 で除して得た額

#### 備考

ア 手数料の額の欄に定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、手数料の額の欄に定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

イ 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の評価機関により法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、表中「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の（ア）及び（イ）に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の（ア）及び（イ）に掲げる額を加算した額）を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

（ア） 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

（イ） 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の5 計画の認定の申請に対する審査で、評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準（市長が定めるものに限る。以下同じ。）に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
住宅の数が1である場合の対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	20,000円
住宅の数が1である場合の対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	35,000円
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	63,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	102,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	201,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	331,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額



住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	498,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	900,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,212,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,485,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

#### 備考

ア 手数料の額の欄に定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、手数料の額の欄に定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

イ 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、表中「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の（ア）及び（イ）に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の（ア）及び（イ）に掲げる額を加算した額）を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

（ア） 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

（イ） 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場

合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の6 計画の変更の認定の申請に対する審査手数料(以下この号、第30号の9及び第30号の10において「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」という。)で、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(法第9条第1項の規定に基づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「譲受けに係る部分」とする。以下第30号の9及び第30号の10において同じ。)

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	9,100円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	11,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	17,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	21,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	30,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	38,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	55,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	67,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	86,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	109,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以内のもの	新築	135,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

ルを超え10,000平方メートル以内のもの	増改築	173,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	221,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	285,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	265,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	343,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	310,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	393,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

#### 備考

ア 手数料の額の欄に定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、手数料の額の欄に定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

イ 計画の変更の認定の申請に法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の（ア）及び（イ）に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の（ア）及び（イ）に掲げる額を加算した額）を当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

（ア） 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

（イ） 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画

通知手数料の金額に相当する額

(30)の7 法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査手数料（以下次号において「地位承継承認申請手数料」という。） 1件につき 16,000円

(30)の8 評価機関により法第6条第1項第4号及び第5号に適合すると認められた地位承継承認申請手数料 1件につき 9,100円

(30)の9 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合を除く。) 第30号の6に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	38,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	51,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	98,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	131,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	156,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	208,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	320,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	428,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	587,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	784,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

のもの		宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	1,031,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	1,377,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	1,934,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	2,583,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	2,811,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	3,754,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	3,477,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	4,644,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

備考 評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準に適合すると認められた場合は、第30号の6に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
住宅の数が1である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	3,400円
住宅の数が1である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	6,700円
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	35,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に	55,000円を計画に係る住宅の数で除し

係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超えて1,000平方メートル以内のもの	て得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えて3,000平方メートル以内のもの	111,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えて5,000平方メートル以内のもの	198,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えて10,000平方メートル以内のもの	305,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えて20,000平方メートル以内のもの	574,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超えて30,000平方メートル以内のもの	807,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,000,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

(30)の10 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合を除く。) 第30号の6に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	7,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	9,300円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の	新築	12,000円を計画の変更に係る住宅

床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		の数で除して得た額
	増改築	16,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	17,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	23,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	35,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	47,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	47,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	62,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	58,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	78,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	105,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	140,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	140,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	187,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	175,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	234,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

		宅の数で除して得た額
--	--	------------

備考 前号及びこの号の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の双方が適用される場合は、第30号の6に規定する手数料の額に前号及びこの号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額をそれぞれ加算する。

(30)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。）に関する手数料

名称	区分			手数料の額	
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この号において「新築等計画」という。）	一戸建ての住宅（住戸の数が1の住宅で、住宅以外の用途に供する部分の有しないもの）	市長が定める機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類（以下この号において「適合証」という。）が添付されている場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	7,000円
			市長が定める機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類（以下この号において「適合証」という。）が添付されている場合	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,500円
				住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この号において「性能評価書」という。）が添付されている場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの
		市長が定める機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類（以下この号において「適合証」という。）が添付されている場合	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	9,600円	
			その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円



		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	45,000円
建築物 (一戸建て住宅であるものを除く。以下この号において同じ。)の住戸の部分に係る新築等計画である場合	適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	238,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	373,000円
		性能評価書が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		30,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		69,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メ		106,000円

			一トル未満のもの	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	240,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	375,000円
		その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円
	建築物全体に係る新築等計	適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	28,000円

	画である 場合（住 宅の用に 供する部 分（以下 この号に おいて 「住宅部 分」とい う。）に 限る。）		一トール以上2,000平方メ ートル未満のもの		
			床面積の合計が2,000平方 メートル以上5,000平方メ ートル未満のもの	67,000円	
			床面積の合計が5,000平方 メートル以上10,000平方メ ートル未満のもの	104,000円	
			床面積の合計が10,000平方 メートル以上25,000平方メ ートル未満のもの	168,000円	
			床面積の合計が25,000平方 メートル以上50,000平方メ ートル未満のもの	238,000円	
			床面積の合計が50,000平方 メートル以上のもの	373,000円	
		その他の場合		床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの	77,000円
				床面積の合計が300平方メ ートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	130,000円
				床面積の合計が2,000平方 メートル以上5,000平方メ ートル未満のもの	228,000円
				床面積の合計が5,000平方 メートル以上10,000平方メ ートル未満のもの	318,000円
				床面積の合計が10,000平方 メートル以上25,000平方メ ートル未満のもの	617,000円
				床面積の合計が25,000平方 メートル以上のもの	1,065,000円

			メートル以上50,000平方メートル未満のもの	
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円
	建築物全体に係る場合	適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
	新築等計画である場合（住宅部分以外の部分に限る。）		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	201,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	243,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	357,000円
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロに規定する基準		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	96,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	163,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	271,000円

		による場合	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	347,000円	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	424,000円	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	492,000円	
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	656,000円	
		その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	244,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	397,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	575,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	703,000円	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	839,000円	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	953,000円	
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,209,000円	
		低炭素建	法第55条第1項の規定に基づく新築	新築等計画に係る住戸又は建築物の変更し	

建築物新築 等計画変 更認定申 請手数料	等計画の変更の認定の申請に対す る審査	ようとする部分の床面積（建築物のエネル ギー使用の効率性その他の性能を算出する 方法の変更を伴う場合にあつては、変更後 の方法で評価される住戸又は建築物の部分 の床面積を含む。以下この号において同 じ。）に応じ、低炭素建築物新築等計画認 定申請手数料の部に定める金額に相当する 額
軽微変更 該当証明 申請手数 料	都市の低炭素化の促進に関する法 律施行規則（平成24年国土交通省令 第86号。以下この号において「施行 規則」という。）第46条の2の規定 に基づく新築等計画の変更が施行 規則第44条に規定する軽微な変更 に該当する旨の証明書の交付	新築等計画に係る住戸又は建築物の変更し た部分の床面積に応じ、低炭素建築物新築 等計画認定申請手数料の部に定める金額に 相当する額

備考

ア 建築物の住戸の部分に係る新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物全体に係る新築等計画の認定を併せて申請する場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、建築物全体に係る新築等計画である場合における手数料の額とする。

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の（ア）及び（イ）に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の（ア）及び（イ）に掲げる額を加算した額）を加算した額とする。

（ア） 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

（イ） 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含ま

れる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。）に関する手数料

名称	区分			手数料の額	
建築物 エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第1項又は法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号において「適合性判定」という。）の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この号において「省令」という。）	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円	
			第1条第1項第1号	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
		ロに規定する基準（以下この号において「モデル建築物基準」という。）	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円	
		その他の場合	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円	
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円

		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	確保計画に係る非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号において同じ。）の変更しようとする部分（以下この部分において「変更部分」という。）の床面積（エネルギー消費性能を算出する方法（以下この号において「算出方法」という。）の変更を伴う場合にあつては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この号において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円 （モデル建築物基準による場合にあつては、93,000円）
		変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円 （モデル建築物基準による場合にあつては、158,000円）
		変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額



建築物 エネルギー消費性能 確保計画 画軽微 変更該 当証明 申請手 数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この号において「施行規則」という。）第11条の規定に基づく確保計画の変更が施行規則第3条に規定する軽微な変更に該当する旨の証明書の交付				確保計画に係る非住宅部分の変更した部分（以下この部において「変更部分」という。）の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円  (モデル建物基準による場合にあつては、93,000円)
					変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円  (モデル建物基準による場合にあつては、158,000円)
					変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額
建築物 エネルギー消費性能 向上計 画認定 申請手 数料	法第29条第1項	市長が定める機関により作成された建築物エネルギー消費性能向上計画	法第11条第1項	住戸の数が一の住宅（以下この号において「一戸建ての住宅」という。）の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円
		法第30条第1項			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円
					床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円

能向上計画である 画」とい う。)の 認定の申 請に対す る審査 合	と認める 旨の書類 の申 請に 対す る書 類が 添付 され ている 場合	る建築物 (以下こ の号に おいて 「住 宅建 築物 」とい う。)に 係る性 能向上 計画 である 場合	宅、長屋 以外の 住宅 等」と いう。 )の 場合	トル未満のもの 床面積の合計が300平方メ ートル以上2,000平方メ ートル未満のもの 床面積の合計が2,000平方メ ートル以上5,000平方メ ートル未満のもの 床面積の合計が5,000平方メ ートル以上10,000平方メ ートル未満のもの 床面積の合計が10,000平方 メートル以上25,000平方メ ートル未満のもの 床面積の合計が25,000平方 メートル以上50,000平方メ ートル未満のもの 床面積の合計が50,000平方 メートル以上のもの	28,000円 66,000円 103,000円 165,000円 234,000円 368,000円	
			非住宅部 分のみを 有する建 築物(以 下この号 において 「非住宅 建築物」 という。 )又は住宅 部分と非 住宅部分 を有する	住宅部分 住宅部分	床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの 床面積の合計が300平方メ ートル以上2,000平方メ ートル未満のもの 床面積の合計が2,000平方メ ートル以上5,000平方メ ートル未満のもの 床面積の合計が5,000平方メ ートル以上10,000平方メ ートル未満のもの 床面積の合計が10,000平方 メートル以上25,000平方メ	12,000円 28,000円 66,000円 103,000円 165,000円

		建築物 (以下この号において「複合建築物」という。)に係る性能向上計画である場合	非住宅部	一ト未満のもの	
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
				床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
その他の場合	住宅建築物に係る性能向上計画である場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円	
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円	
		共同住宅等の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円	

			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
	非住宅建築物又は複合建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円

				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
	非住宅部分	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円	
		に規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000	482,000円	

					平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000	935,000円

					平方メートル未 満のもの	
					床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	1,187,000円
建築物 エネルギー消 費性能 向上計 画変更 認定申 請手数 料	法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請 に対する審査					性能向上計画 に係る建築物 の変更しよう とする部分の 床面積に応 じ、建築物エ ネルギー消費 性能向上計画 認定申請手数 料の部に定め る金額に相当 する額
建築物 エネルギー消 費性能 向上計 画軽微 変更該 当証明 申請手 数料	施行規則第29条の規定に基づく性能向上計画の変更が施行規則 第26条に規定する軽微な変更該当する旨の証明書の交付					性能向上計画 に係る建築物 の変更した部 分の床面積に 応じ、建築物 エネルギー消 費性能向上計 画認定申請手 数料の部に定 める金額に相 当する額
建築物 エネルギー消 費性能	法第36 条第1項 の規定に	市長が定 める機関 物により作	住宅建築 物に係る 基準適合	一戸建て の住宅の 場合	床面積の合計が200平方メー トル未満のもの	6,900円
					床面積の合計が200平方メー	7,400円

費性能 基準適 合認定 申請手 数料	基づく建 築物エネ ルギー消 費性能基 準に適合 している 旨の認定 の申請 (以下こ の号にお いて「基 準適合認 定申請」 という。 に対する 審査	成された 法第2条 第3号に 規定する 建築物エ ネルギー 消費性能 基準に適 合する建 築物であ ると認め る旨の書 類又は市 長が定め る書類が 添付され ている場 合	認定申請 である場 合	共同住宅 等の場合	トル以上のもの		
					床面積の合計が300平方メー トル未満のもの	12,000円	
					床面積の合計が300平方メー トル以上2,000平方メー トル未満のもの	28,000円	
					床面積の合計が2,000平方メ ートル以上5,000平方メー トル未満のもの	66,000円	
					床面積の合計が5,000平方メ ートル以上10,000平方メー トル未満のもの	103,000円	
					床面積の合計が10,000平方 メートル以上25,000平方メ ートル未満のもの	165,000円	
					床面積の合計が25,000平方 メートル以上50,000平方メ ートル未満のもの	234,000円	
					床面積の合計が50,000平方 メートル以上のもの	368,000円	
				非住宅建 築物又は 複合建築 物に係る 基準適合 認定申請 である場 合	住宅部分	床面積の合計が300平方メー トル未満のもの	12,000円
						床面積の合計が300平方メー トル以上2,000平方メー トル未満のもの	28,000円
						床面積の合計が2,000平方メ ートル以上5,000平方メー トル未満のもの	66,000円
						床面積の合計が5,000平方メ ートル以上10,000平方メー トル未満のもの	103,000円



				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円	
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円	
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円	
		非住宅部分		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円	
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円	
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円	
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円	
	その他の場合		住宅建築物に係る基準適合認定申請	一戸建ての住宅の場合	省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規	床面積の合計が200平方メートル未満のもの
				床面積の合計が	22,000円	

			である場合	定する基準 (以下この号において「仕様基準」という。)による場合	200平方メートル以上のもの	
			である場合	その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
			共同住宅等の場合	全住戸が仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円

					床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	328,000円
					床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	533,000円
					床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	940,000円
				その他の場 合	床面積の合計が 300平方メート ル未満のもの	74,000円
					床面積の合計が 300平方メート ル以上2,000平方 メートル未満の もの	126,000円
					床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満の もの	222,000円
					床面積の合計が 5,000平方メート ル以上10,000平 方メートル未満 のもの	310,000円

					床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	604,000円	
					床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	1,045,000円	
					床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	1,923,000円	
		非住宅建 築物又は 複合建築 物に係る 基準適合 認定申請 である場 合	住宅部分	全住戸が仕 様基準によ る場合	床面積の合計が 300平方メート ル未満のもの	37,000円	
						床面積の合計が 300平方メート ル以上2,000平方 メートル未満の もの	66,000円
						床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満の もの	126,000円
						床面積の合計が 5,000平方メート ル以上10,000平 方メートル未満 のもの	181,000円

					床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	328,000円
					床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	533,000円
					床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	940,000円
				その他の場 合	床面積の合計が 300平方メート ル未満のもの	74,000円
					床面積の合計が 300平方メート ル以上2,000平方 メートル未満の もの	126,000円
					床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満の もの	222,000円
					床面積の合計が 5,000平方メート ル以上10,000平 方メートル未満 のもの	310,000円

					床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	604,000円
					床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	1,045,000円
					床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	1,923,000円
	非住宅部 分	モデル建物 基準による 場合			床面積の合計が 300平方メート ル未満のもの	93,000円
					床面積の合計が 300平方メート ル以上2,000平方 メートル未満の もの	158,000円
					床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満の もの	264,000円
					床面積の合計が 5,000平方メート ル以上10,000平 方メートル未満 のもの	339,000円

					床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	415,000円
					床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	482,000円
					床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	644,000円
				その他の場 合	床面積の合計が 300平方メート ル未満のもの	238,000円
					床面積の合計が 300平方メート ル以上2,000平方 メートル未満の もの	388,000円
					床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満の もの	563,000円
					床面積の合計が 5,000平方メート ル以上10,000平 方メートル未満 のもの	689,000円

					床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	823,000円
					床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	935,000円
					床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	1,187,000円

#### 備考

性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 性能向上計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 性能向上計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(31) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 120,000円



- (31)の2 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定の申請手数料  
50,000円
- (32) 建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の  
建築許可申請手数料 33,000円
- (33) 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築  
許可申請手数料 33,000円
- (34) 建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく道路内における建築認定申請手  
料 27,000円
- (35) 建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく公共用歩廊等の道路内における建  
築許可申請手数料 160,000円
- (36) 建築基準法第47条ただし書の規定に基づく壁面線外における建築許可申請手数料  
160,000円
- (37) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項た  
だし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項た  
だし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同  
法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の  
規定に基づく用途地域における建築等許可申請手数料 180,000円
- (38) 建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項  
において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等敷地許可申請手数料  
160,000円
- (39) 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率の特  
例許可申請手数料 160,000円
- (39)の2 建築基準法第53条第4項の規定に基づく壁面線の指定等がある場合における  
建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円
- (40) 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適  
用除外に係る許可申請手数料 33,000円
- (41) 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の5第3項において  
準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可申請手数料 160,000  
円
- (42) 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例認定申請手数料  
27,000円

- (43) 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可申請手数料  
160,000円
- (44) 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影による建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円
- (45) 建築基準法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (45)の2 建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく特例容積率適用地区内における特例容積率の限度に係る指定申請手数料 次に掲げる敷地の数の区分に応じ、当該定める額とする。
- ア 敷地の数が2である場合 78,000円
- イ 敷地の数が3以上である場合 78,000円に2を超える敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (45)の3 建築基準法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消しに係る申請手数料 6,400円に指定を取り消す敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
- (45)の4 建築基準法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく特例容積率適用地区内における高さの限度を超える建築物の特例許可申請手数料 160,000円
- (46) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円
- (47) 建築基準法第59条第4項の規定に基づく高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000円
- (48) 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 160,000円
- (48)の2 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円
- (48)の3 建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例許可申請手数料 160,000円
- (48)の4 建築基準法第67条の2第9項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に

- 係る許可申請手数料 160,000円
- (48)の5 建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく景観地区内における建築物の高さに関する制限の特例許可申請手数料 160,000円
- (48)の6 建築基準法第68条第2項第2号の規定に基づく景観地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円
- (48)の7 建築基準法第68条第3項第2号の規定に基づく景観地区内における建築物の敷地面積の最低限度に関する特例許可申請手数料 160,000円
- (48)の8 建築基準法第68条第5項の規定に基づく景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (49) 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さの認定申請手数料 27,000円
- (50) 建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円
- (51) 建築基準法第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (52) 建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000円
- (53) 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (54) 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積に算入しない建築面積に係る認定申請手数料 27,000円
- (55) 建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料 160,000円
- (56) 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物建築許可申請手数料

120,000円

(57) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく総合的設計等による一団地の建築物の特例認定申請手数料 次に掲げる建築物の数の区分に応じ、当該定める額とする。

ア 建築物の数が1又は2である場合 78,000円

イ 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(58) 建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料 次に掲げる建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数の区分に応じ、当該定める額とする。

ア 建築物の数が1である場合 78,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(58)の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく総合的設計等による一団地の建築物で敷地内に広い空地を有するものの特例許可申請手数料 次に掲げる建築物の数の区分に応じ、当該定める額とする。

ア 建築物の数が1又は2である場合 220,000円

イ 建築物の数が3以上である場合 220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(58)の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 次に掲げる建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数の区分に応じ、当該定める額とする。

ア 建築物の数が1である場合 220,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(59) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料 次に掲げる建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数の区分に応じ、当該定める額とする。

ア 建築物の数が1である場合 78,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(59)の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 次に掲げる建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数の区分に応じ、当該定める額とする。

ア 建築物の数が1である場合 220,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(59)の3 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料 次に掲げる建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。)の数の区分に応じ、当該定める額とする。

ア 建築物の数が1である場合 220,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(60) 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料 6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額

(61) 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の2 建築基準法第86条の7第4項の規定に基づく既存の建築物について移転(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第1号の場合を除く。)をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の3 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の4 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料 27,000円

(62) 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画通知手数料

ア 確認申請又は計画通知1件につき

床面積の合計	手数料の額
--------	-------

30平方メートル以内のもの	11,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	19,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	31,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	43,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	68,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	93,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	221,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	338,000円
50,000平方メートルを超えるもの	609,000円

なお、床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める面積について算定する。

- (ア) 建築物を建築する場合（イ）に掲げる場合及び移転する場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積
- (イ) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エ）に掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (エ) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- イ 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、第63号の手数料を納めなければならない。
- (63) 建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画通知手数料 一の建築設備につき、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める額とする。
- ア 建築設備を設置する場合（イ）に掲げる場合を除く。） 16,000円（小荷物専用昇降機（建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定する昇降機をいう。以下同

じ。)については10,000円)

イ 確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合  
9,000円 (小荷物専用昇降機については5,000円)

(64) 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認申請手数料又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画通知手数料 一の工作物につき、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める額とする。

ア 工作物を築造する場合 (イに掲げる場合を除く。) 12,000円

イ 確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして築造する場合 7,000円

(65) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了通知手数料

ア 完了検査申請又は完了通知1件につき

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	14,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	18,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	22,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	30,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	64,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	157,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	242,000円
50,000平方メートルを超えるもの	457,000円

なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合 (移転した場合を除く。) にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次号の手数料を納めなければならない。

(66) 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第14

項の規定に基づく建築設備に関する完了通知手数料 一の建築設備につき 19,000円  
 (小荷物専用昇降機については11,000円)

(67) 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請手数料又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第14項の規定に基づく工作物に関する完了通知手数料 一の工作物につき 12,000円

(68) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく同法第7条の3に規定する中間検査をした建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第17項に規定する中間検査をした建築物に関する同法第18条第14項の規定に基づく完了通知手数料  
 ア 完了検査申請又は完了通知1件につき

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	13,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	17,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	29,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	45,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	61,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	147,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	232,000円
50,000平方メートルを超えるもの	437,000円

なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次号の手数料を納めなければならない。

(69) 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく同法第7条の3に規定する中間検査をした建築設備に関する完了検査申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第17項に規定する中間検査をした建築設備に関する同法第18条第14項の規定に基づく完了通知手数料 一の建築設備につき 18,000



円（小荷物専用昇降機については11,000円）

(69)の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定が適用される建築物の部分（以下この号において「非住宅部分」という。）が含まれる場合の建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了通知手数料 第65号又は第68号に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000円
非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	134,000円
非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	211,000円
非住宅部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	296,000円

(70) 建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請手数料又は同法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了通知手数料  
ア 中間検査申請又は特定工程終了通知1件につき

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	12,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	16,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	19,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	25,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	40,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	53,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	120,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	190,000円
50,000平方メートルを超えるもの	380,000円

イ 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次号の手数料を納めなければならない。

(71) 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条の3第2項の規定に基づく建築設備に関する中間検査申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する特定工程終了通知手数料 一の建築設備につき 15,000円（小荷物専用昇降機については11,000円）

(72) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第2項の規定に基づく工作物に関する中間検査申請手数料又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第17項の規定に基づく工作物に関する特定工程終了通知手数料 一の工作物につき 12,000円

(72)の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定に基づく申出（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に係る計画の通知に対する審査手数料 特定建築物の建築等の計画を建築基準法第18条第2項の計画として、第62号の額

(72)の3 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定に基づく建築物の容積率の特例許可申請手数料 160,000円

(73) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の2第13項又は第38条の4第22項の規定に基づく特定の民間再開発事業認定申請手数料 31,000円

(74) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項の規定に基づく特定民間再開発事業認定申請手数料 32,000円

(75) 租税特別措置法施行令第25条の4第17項の規定に基づく地区外転出事情認定申請手数料 24,000円

(76) 消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認手数料 5,400円

(77) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可手数料

ア 製造所

(ア) 指定数量の倍数が10以下のもの 39,000円

(イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 52,000円

(ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 66,000円

(エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 77,000円

(オ) 指定数量の倍数が200を超えるもの 92,000円

イ 屋内貯蔵所

(ア) 指定数量の倍数が10以下のもの 20,000円

(イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 26,000円

(ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 39,000円

(エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 52,000円

(オ) 指定数量の倍数が200を超えるもの 66,000円

ウ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所、浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

(ア) 指定数量の倍数が100以下のもの 20,000円

(イ) 指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの 26,000円

(ウ) 指定数量の倍数が10,000を超えるもの 39,000円

エ 準特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。） 570,000円

オ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 880,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1,070,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1,200,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1,520,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1,780,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未

満のもの 4,070,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未  
満のもの 5,340,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 6,490,000円

カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の  
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000  
円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の  
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000  
円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満  
の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,580,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満  
の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,940,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未  
満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
2,260,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未  
満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
4,550,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未  
満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
5,820,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タ  
ンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000円

キ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの 5,930,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未

- 満のもの 7,470,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 10,900,000円
- ク 屋内タンク貯蔵所 26,000円
- ケ 地下タンク貯蔵所
- (ア) 指定数量の倍数が100以下のもの 26,000円
- (イ) 指定数量の倍数が100を超えるもの 39,000円
- コ 簡易タンク貯蔵所 13,000円
- サ 移動タンク貯蔵所(シに規定する移動タンク貯蔵所を除く。) 26,000円
- シ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所 39,000円
- ス 屋外貯蔵所 13,000円
- セ 給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。) 52,000円
- ソ 屋内給油取扱所 66,000円
- タ 第1種販売取扱所 26,000円
- チ 第2種販売取扱所 33,000円
- ツ 移送取扱所
- (ア) 危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。)が15キロメートル以下のもの(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。) 21,000円
- (イ) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの 87,000円
- (ウ) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの  
87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額
- テ 一般取扱所
- (ア) 指定数量の倍数が10以下のもの 39,000円
- (イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 52,000円
- (ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 66,000円

(エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 77,000円

(オ) 指定数量の倍数が200を超えるもの 92,000円

(78) 消防法第11条第1項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可手数料

ア 製造所 前号アに掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

イ 貯蔵所 前号イからスまでに掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号)第2条第1号及び第2号で定める場合には、前号ウに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

ウ 取扱所 前号セからテまでに掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

(79) 消防法第11条第5項及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第8条第3項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査手数料

ア 製造所 第77号アに掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

イ 貯蔵所

(ア) 屋外タンク貯蔵所にあつては、第77号ウに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

(イ) その他の貯蔵所にあつては、第77号イ及びエからスまでに掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

ウ 取扱所 第77号セからテまでに掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

(80) 消防法第11条第5項及び危険物の規制に関する政令第8条第3項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査手数料

ア 製造所 第77号アに掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

イ 貯蔵所

(ア) 屋外タンク貯蔵所にあつては、第77号ウに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

(イ) その他の貯蔵所にあつては、第77号イ及びエからスまでに掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

ウ 取扱所 第77号セからテまでに掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

(81) 消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認手数料 5,400円

(82) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査手数料

ア 水張検査

(ア) 容量10,000リットル以下のタンク 6,000円

(イ) 容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク 11,000円

(ウ) 容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク 15,000円

(エ) 容量2,000,000リットルを超えるタンク 15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額

イ 水圧検査

(ア) 容量600リットル以下のタンク 6,000円

(イ) 容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク 11,000円

(ウ) 容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク 15,000円

(エ) 容量20,000リットルを超えるタンク 15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額

ウ 基礎・地盤検査

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 420,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 560,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 730,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満

の特定屋外タンク貯蔵所 960,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,090,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,660,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,900,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 2,120,000円

#### エ 溶接部検査

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 530,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 680,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,030,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,780,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,430,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4,190,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,800,000円

#### オ 岩盤タンク検査

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 9,320,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 12,600,000円



- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所  
17,300,000円
- (83) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査手数料
  - ア 水張検査 前号アに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
  - イ 水圧検査 前号イに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
  - ウ 基礎・地盤検査 前号ウに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
  - エ 溶接部検査 前号エに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
  - オ 岩盤タンク検査 前号オに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
- (84) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査手数料
  - ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）
    - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 320,000円
    - (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 460,000円
    - (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 750,000円
    - (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1,020,000円
    - (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1,300,000円
    - (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 3,150,000円
    - (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 3,870,000円

- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 4,460,000円
- イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所
  - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 2,690,000円
  - (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの 3,230,000円
  - (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 4,830,000円
- ウ 移送取扱所
  - (ア) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの 70,000円
  - (イ) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額